

様式第3号 (第3条関係)

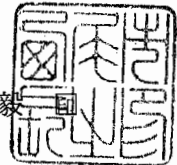
公文書一部開示決定通知書

西長第41号

平成18年6月27日

榊原悟志様

西尾市長 中村晃



平成18年6月15日付けで開示請求のありました公文書については、次のとおりその一部を開示することとしましたので、西尾市情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

公文書の名称	成年後見制度に係る市長による審判の請求に関する①平成17年4月以降に制定又は改正した、市長による審判の請求手続を含む当該支援制度利用支援事業の詳細を定めた要綱、内規等。②審判請求及び同制度利用支援事業に係る平成18年度予算の詳細(対象予定業務、想定件数、金額等)を記した文書。③審判請求及び同制度利用支援事業に係る平成17年度の実績(件数及び費用)を記した文書。	
開示を実施する日時及び場所	日時	平成 年 月 日 午前・午後 時
	場所	
開示の実施の方法	郵送による写しの交付	
開示しないこととした部分	①平成17年4月以降に制定又は改正した、市長による審判の請求手続を含む当該支援制度利用支援事業の詳細を定めた要綱、内規等。 ③審判請求に係る平成17年度の実績(件数及び費用)を記した文書。	
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	①要綱、内規等の文書が存在しないため。 ③審判請求実績がなかったため。	
開示が可能となる時期 (あらかじめ明らかにできる場合にのみ記入)		
担当課等	福祉部 長寿課・福祉課 電話 0563-56-211 内線 178・171	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、西尾市長に対して異議申立てをすることができます。

この決定については、西尾市長を被告としてこの処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に取消の訴えをすることができます。

お 知 ら せ

あなたは、公文書の写しの交付（郵送）による開示を希望されましたので、下記の金額を別添の納付書により納付するとともに郵送料に相当する切手を送付してください。入金及び切手の到着を確認した後、当該公文書の写しを郵送します。

記

写しの作成に要する手数料	30円 (10円×3枚)
郵送料に相当する切手	80円分の切手

送付先 〒445-8501 西尾市役所 西尾市福祉部長寿課
(住所は不要です。)

電話0563-56-211 内線178